

平成22年12月22日

平成22年

第12回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成22年第12回教育委員会定例会会議録

平成 22 年 12 月 22 日午後 3 時 30 分大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
鈴木清子	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子武史
教育地域力・スポーツ振興担当部長	佐藤一義
教育総務課長	松本秀男
施設担当課長	西野正成
教育事務改善担当課長	福本英也
学務課長（私学行政担当課長兼務）	菅三男
校外施設整備担当課長	星光吉
指導課長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	小黒仁史
社会教育課長	榎田隆一
大田図書館長	原聡

計 10 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3 条により、第 12 回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成22年第12回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

また、本日は傍聴の希望があった。傍聴を許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入室)

○委員長

会議録署名委員に野口委員長職務代理者を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

平成22年を振り返り、いくつか説明をする。

まず、昨年の6月に策定されたおおた教育振興プランに基づき、基礎学力の向上、不登校対策、体力向上等について、各校において着実に取り組まれてきたと考えている。必ずしも顕著な成果が出ているとも言えないが、学力向上については、区の学習効果測定の結果を平成20年と平成22年の対比で見ると、基礎学力が向上していると判断してよいと思う。今後、確実に上昇傾向になるか注視していきたい。体力向上については、馬込小学校で研究発表をしていただいた。それによると、校内で目標を設定して、子どもたちが実際に体力向上の実践を積み重ねていくことにより、意欲の向上、運動能力の向上、あるいは精神・集中力の向上等の結果が測定されている。この結果を元に、体力向上プログラムをしっかりと実践していく感触をつかむことができたと評価している。

次に、不登校対策であるが、メンタルヘルスチェックの質問表をつくり、それを相談に結びつけていくということを全校で取り組んでいる。この結果、昨年比で一定の成果があったと考えている。

次に、小学校教科用図書の採択については、真夏の大変暑い時期であったが、委員の皆様が一生懸命、熱心に議論をし、結論を出していただいた。その結果、立派な教科書を選ぶことができたと考えている。委員の皆様の努力には感謝申し上げたい。来年は中

学校教科用図書の採択が予定されているので、よろしくお願ひしたい。

次に、大田総合体育館と羽田中学校の建設については、おおむね順調に進んでいる。大田総合体育館については、これから指定管理者を選ぶが、多数の企業等が関心を持っており、説明会には50社以上の企業が出席した。その中から、最良の指定管理者を選んでいきたいと思う。また、総合体育館については、区民の関心も非常に高いので、平成23年度末の完成を目指して、気を引き締めて工程管理をしていきたいと考えている。

さらに、入新井図書館については、本日、指定管理者について審議をお願いするが、来年の3月開館を目指して鋭意準備を進めていきたいと考えている。これも地域の方々が長い間待ち望んでいるので、しっかりと準備を進めて開館に結びつけていきたいと思う。

次に、郷土博物館であるが、郷土博物館のあり方についてはこの間、議論があった。一時期、指定管理者制度を郷土博物館に導入するという考え方もあったが、最終的な議論の中で区として文化振興を図るための拠点にするといった意味で、区直営で推進するという方向が決まった。館長には非常勤で見識のある方の就任をお願いしたい。文化行政に関するモチベーションを館の学芸員等に高めてもらい、また、区の文化に対する姿勢を対外的にアピールできるような方に就任していただきたいと考えている。

最後に、学校支援地域本部は、小学校8校、中学校2校に設置され、来年に向かってしっかりした足がかりができたと思っている。この組織を活用して、学校及び地域の協働の中で、学校と地域が活力を展開するように図っていききたいと考える。

○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見、質問はあるか。

○野口委員

先月の定例会後に、羽田中学校を視察した。あのような立派な体育館や校舎が建設できたのは、特別な補助金などがあったのか。羽田中学校を見て、次に建て替える学校も同等の施設ができるとは思ってしまうのではないか。

○教育長

例えば、現在、建設中の大田総合体育館は、当初の仕様と比べて、相当立派なものができ上がる。これは、松原区長の考えを具現化するという事で、そのときそのときの考え方が確かに反映されている。総合体育館をどういう体育館にするかの理念やイメージを区長が決定して、それに向けて取り組んでいった結果だと思う。

学校については、これまでの中学校の建設状況を見ると、それぞれ画一的ではない。地域の方々の意見を踏まえて、その時代の建設に対する問題意識、財政状況、社会的状況、人口の分布状況など様々な要素を総合して、これくらいの仕様で建築しよう判断されていく。一定水準の制約はあるが、仕様についてはその時々地域性、その他を反映していることは間違いないと思う。同じ物をつくるといっても、建物の外観にしても使い勝手にしても、羽田中学校建設後にいろいろな反省も出てくるし、グラウンドの大きさ、その他校舎のいろいろな制約状況、財政状況なども様々あるので、全部、同じも

のをつくっていくとは言えないのではないかと思う。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長の報告事項」

○委員長

部課長の報告を求める。

○学務課長

資料) I 平成23年度 民間委託実施校、II 平成22年度 学校給食調理業務受託業者概要一覧

平成23年度の民間委託実施校は馬込第二小学校、南六郷小学校、新宿小学校の3校を考えている。児童数は資料に記載されているとおりである。現在、この3校には、都費職員の栄養士は配置されていない。新規委託校選定の基本的な考え方は、1 大規模校から実施、2 地域のバランスを考慮、3 その他 となっている。改築中などといった学校事情を考慮しながら、選定している。

平成22年度現在の実施校は、調布地区は14校中10校で実施率71%、大森地区は19校中13校で68%、蒲田地区は26校中16校で61%となっており、中学校はすべて実施されている。その内訳については、II 平成22年度 学校給食調理業務受託業者概要一覧のとおりである。

今後も、調理職員の退職不補充で、それに見合った委託を実施していく計画になっている。今年度の退職予定者は9人、次年度以降の数年間、10人規模の退職予定が続く。いずれ近い時期に職員がかなり少なくなるため体制を組むのが難しくなる。その時点で、残りの学校は全校委託を実施ということも視野に入れて検討していく。

○大田図書館長

資料) 特別展「ふしぎな縄文土器」の開催報告

郷土博物館特別展「ふしぎな縄文土器」の開催について報告する。先日は、委員の皆さんにもご覧いただき、うれしい意見をいただいた。平成22年10月10日から11月14日まで開催した。この期間中の10月24日には「縄文土器と社会」と題して講演会を実施し、80名に参加いただいた。開催期間中の入館者総数は4,558名、1日平均来館者数は142名であった。

○委員長

ただいままでの報告に、意見、質問はあるか。

○野口委員

栄養士の配置について、平成23年4月から民間委託した場合、新しく配置された栄養士には3月までの状況がわからないと思うがいかがか。

また、全校を民間委託にした場合、栄養士は全校に配置する予定があるのか。

○学務課長

新しい栄養士が配置された場合の体制については、非常勤職員の場合には、配置前に実施している学校で研修を行い、対応の仕方や学校給食とはどういうものなのかを理解させた上で現場配置をする。学務課の栄養士も含めて、研修制度を充実させて、支障なく対応できるようにしている。都費職員は、慣れているので、年数が来たら異動することで対応している。

栄養士の配置については、現在、東京都は2校に1名の割合で正規職員の栄養士を配置している。大田区としては、民間委託校については栄養士を配置するという考え方で、東京都の配置基準では足りなくなるので、大田区の財源を使いながら配置をしていく。現在の民間委託校には都費職員、非常勤職員を問わず、栄養士を配置している。2校を兼務するところは、正規職員が受け持っている。非常勤として雇っている栄養士は1校で、民間委託校を受け持っている。

○野口委員

知育、徳育、体育、食育と言われており、特に食育が学校では重要になっていくと思う。学務課だけの問題ではなく、我々も勉強していく必要がある。大田区は食育の先端をいくというくらいになってほしい。食育について充実の方向で教育委員会を挙げて取り組んでいきたい。

○委員長

受託業者は15社あるが、どういう基準で選んでいるのか。

○学務課長

選考委員会を設置し、受託したいという意思表示があった業者について、経営が安定しているかどうか、経営規模はどうか、その他もろもろの事項を精査している。新規業

者については、安定的に対応できるかどうかを判定した。契約については、経理管財課が所管している。現在、実施している業者についても、毎年、評価をしている。

また、業者によって受託している学校数に違いがある。これは受け手の規模などの問題がある。業者とヒアリングをし、どの程度ならば適切に対応ができるかを判断しながら校数を決めている。

○野口委員

現状として、墨田区、台東区、新宿区など遠いところの業者が入っているが、区内の業者はこれで限界なのか。遠い業者の場合、何か支障がでるようなことはないか。

○学務課長

事業を実施する場合、大田区では、区内業者育成を常に考えながら対応していて、教育委員会も同様である。現在の受託業者一覧にある区内業者は、城南給食協同組合と都南工業給食協同組合である。それぞれ区内業者が組合をつくり、大手業者に対抗できるようにしている。それ以外は他区の手業者で、業者側もエリアを選んで受託しているようで、23区中でかなりの学校数を受け持っている。大田区としては、業者からの立候補があり、適切な業者だと判断すれば対応している。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

○野口委員

先日、特別展「ふしぎな縄文土器」を視察して、とても勉強になった。小学生に見学させるというような計画はないか。

○指導課長

現在のところ、そのような計画はない。各学校には通知をしている。近隣校の児童は見学しているのではないかと思うが、教育課程の中で全児童が見学することはない。

○野口委員

勉強になる良い機会なので、できれば学年を決めて、馬込地区だけでなく区全体の小学生が年1回くらい特別展を見学できるといいと思う。

○教育長

野口委員の意見のとおり、かなり力作で、よく収集していて、興味深い展覧会になったと思うので、今後、郷土博物館と学校教育とよく連絡をとって、多くの子どもたちが学習の機会を得るように対応していきたいと思う。

○鈴木委員

先程、教育長から郷土博物館について文化振興を図るための拠点にするという話があ

った。事業内容によっては、子どもたちはもちろん、地域の方々やほかの地区からも見学に来てほしいものもあると思う。

郷土博物館を文化の拠点として考えたときに、例えば、子どもたちが学習するもの以外に、音楽などとドッキングさせて事業を行い、大勢の方たちを集めて、特別展なども見学してもらおうといった発想は、今までにあったか。

○教育長

鈴木委員の意見のようなコラボレーションは不十分だったと思う。教育委員会の中の社会資源の活用ということで、学校教育と社会教育の連携を図っていくということを十分研究させていただき、できる限り子どもたちもいい展覧その他の機会に恵まれるように研究していきたいと思う。

○委員長

ゆとり教育をやめようということになり、学校はカリキュラムが厳しくなっていると思う。すると、必ず見学に行くようなカリキュラムにすると、学校現場が大変になるような気がする。むしろボランティアのような人たちが放課後に子どもたちを連れていってくれるとか、そういう地域との連携を視野に入れて考えたらいいと思う。

○指導課長

今後、様々な方法を考えたい。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

議案は第38号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第38号議案、大田区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、説明する。

これは大田区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定するものである。施行期日を平成23年3月30日とする。提案理由は、平成22年10月6日大田区条例第36号により、大田区立図書館設置条例が改正され、入新井図書館を追加し、施行日を規則にゆだねた。このたび、入新井図書館の開館日が決定したことに伴い、本条例の施行期日を定める規則を制定するものである。

○委員長

よく条例で、施行期日は別に規則で定めるとあるが、その期日を決める規則をつくるということだ。

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

では、第38号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第38号議案について、原案どおり決定する。

次に、第39号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第39号議案 大田区立図書館館則の一部を改正する規則について、説明する。

提案理由は、入新井図書館開館に伴い、この規則を改正するものである。改正内容は、第3条です。旧の現行でございますけれども、見ていただきますと開館時間のことが書かれております。開館時間は午前9時から午後7時までとするとあるが、入新井図書館は開館時間を1時間延長するというので、これを別表第1で決定して、最後に入新井図書館を追加し、午前9時から午後8時までとするものである。

それから、第4条は休館日を定めるものであるが、旧の規定では、第4条第2号に別表とある。これを別表第2にした。別表第1の下に別表第2があるが、大森東図書館の次に入新井図書館を加えるものである。入新井図書館の休館日は第2木曜日とする。

規則の施行日は、平成23年3月30日とする。

○委員長

要するに全部の図書館が午前9時から午後7時となっていたのを、入新井図書館ができて午後8時まで開館となったので、表を一つ作って説明の便宜を図ったということだ。従前の表は一つ繰り下がって、その中に入新井図書館を入れたということだ。

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

○藤崎委員

この中身は了解した。今後、ほかの図書館の開館時間を午後8時に延長してくという話はあるか。

○大田図書館長

現在のところその予定はない。

○藤崎委員

了解した。

○委員長

ほかに意見や質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第39号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第39号議案について、原案どおり決定する。

続いて、第40号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第40号議案 大田区立入新井図書館の指定管理者の指定について説明をする。

提案理由は、大田区立図書館設置条例第4条の規定に基づき、この案を提出するものである。この第4条に「教育委員会は議会の議決を経て、指定管理者として指定をするものとする。」という規定がある。議会の議決が今年6日に行われた。これを受けて、今回、教育委員会として指定していただきたく提出した。

施設の名称は、大田区立入新井図書館である。指定管理者の名称は、日本コンベンションサービス株式会社である。指定の期間は、平成23年3月1日から平成27年3月31日までの4年1カ月間である。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

○野口委員

指定の期間が4年1カ月というのは、何か意味があるのか。

○教育総務課長

現在、大田図書館以外は指定管理者制度を導入している。現在、指定しているほかの図書館の指定管理の期間が、平成27年3月31日までとなっている。それに期間を合わせて、4年1カ月となっている。通常は5年間である。

○委員長 ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第40号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第40号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成22年第12回教育委員会定例会を閉会する。

(午後4時04分閉会)